

適合証明手数料 新旧対照表 (令和7年4月1日施行)

旧				新					
新築・戸建て				新築戸建て					
【同時申請の場合】				【確認申請等と同時申請の場合】(当機関で確認審査を受けるもの)					
(税込 単位:円)				(税込 単位:円)					
		設計	中間	竣工		設計	中間	竣工	
フラット 35 (一般基準)		22,000	9,900	14,300	フラット 35 (一般基準)		11,000	8,800	11,000
フラット 35S (金利 A・B)	耐久・可変性	25,300	11,000	19,800	フラット 35S (金利 A・B)	耐久・可変性	16,500	12,100	18,700
	バリアフリー	25,300	11,000	19,800		バリアフリー	18,700	12,100	18,700
	耐震性 (免震は別途見積)	33,000	11,000	19,800		耐震性 (免震は別途見積)	18,700	12,100	18,700
	省エネ	25,300	11,000	19,800		省エネ	16,500	12,100	18,700
フラット 35S (ZEH)		25,300	11,000	19,800	フラット 35S (ZEH)		16,500	12,100	18,700
(確認申請が当機関の場合)【表-2】				(確認申請が当機関の場合)【表-2】					
(税込 単位:円)				(税込 単位:円)					
竣工済特例 (耐震性は不可)	フラット 35 (一般基準)		55,000		竣工済特例 (耐震性は不可)	フラット 35 (一般基準)		55,000	
	フラット 35S 耐久・可変性、バリアフリー		66,000			フラット 35S 耐久・可変性、バリアフリー		66,000	
	フラット 35S 省エネ性								
	フラット 35S (ZEH)								
特記事項				特記事項					
1. 設計検査における同時申請とは、確認申請、住宅性能評価等と同時申請する場合です。 ・設計検査を確認済証等交付後に申請する場合は、①設計手数料に 10,000 円(税込 11,000 円)を加算します。 ・フラットの申請時期が建築基準法による中間検査後(建方検査後、構造や断熱材の状況が確認できない)の場合は、全て竣工済特例となります。				1. 設計検査における同時申請とは、確認申請、住宅性能評価等と同時申請する場合です。 ・設計検査を確認済証等交付後に申請する場合は、①設計手数料に 10,000 円(税込 11,000 円)を加算します。 ・フラットの申請時期が建築基準法による中間検査後(建方検査後、構造や断熱材の状況が確認できない)の場合は、全て竣工済特例となります。					
2. フラット 35S の設計検査申請で、当機関にて設計住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素住宅、BELS を取得した物件でフラット 35S の基準に対応する等級を満たすものは、フラット 35 (一般基準) の 1/2 の手数料とします。				2. フラット 35S の設計検査申請で、当機関にて設計住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素住宅、BELS を取得した物件でフラット 35S の基準に対応する等級を満たすものは、フラット 35 (一般基準) の 1/2 の手数料とします。					
3. フラット 35S の設計検査手数料は、審査項目が 2 以上の場合、高い方の手数料に 5,000 円(税込 5,500 円)を加算した金額とします。但し、特記事項の 2. 又は 4. を適用する場合はこの限りではありません。				3. フラット 35S の設計検査手数料は、審査項目が 2 以上の場合、高い方の手数料に 5,000 円(税込 5,500 円)を加算した金額とします。但し、特記事項の 2. 又は 4. を適用する場合はこの限りではありません。					
4. 耐震性で免震を選択した場合は別途見積りとします。				4. 耐震性で免震を選択した場合は別途見積りとします。					

フラット 35S の耐震性の設計検査手数料は、確認申請時構造審査ありの場合、耐久・可変性と同じ手数料とします。なお、審査項目が 2 以上の場合、2 項目目以降については 1 項目につき 5,000 円(税込 5,500 円)を加算します。

5. 現場検査における同時申請とは、建築基準法による中間・完了検査、住宅瑕疵担保責任保険の検査、又は建設住宅性能評価の検査と同日に検査できるものとして申請する場合です。
・建築基準法による中間・完了検査後にフラット単独で現場検査する場合は、②中間、③竣工手数料に 15,000 円(税込 16,500 円)を加算します。
6. フラット 35S の竣工(中間)検査申請で、当機関にて建設住宅性能評価を取得した物件でフラット 35S の基準に対応する等級を満たすものは、フラット 35 (一般基準) の手数料とします。
7. フラット 35S の竣工(中間)検査手数料は、審査項目が 2 以上の場合、2 項目目以降については 1 項目につき 5,000 円(税込 5,500 円)を加算します。
8. 建築基準法による中間検査、住宅瑕疵担保責任保険の検査、又は設計・建設住宅性能評価の検査を当機関で受検する場合、フラット 35、35S の中間検査は受検省略可能です。
9. 建築基準法の中間・完了検査等と同日に検査する場合で、当該検査場所が遠隔となる場合「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。
フラット 35 単独検査の場合は、遠隔地割増手数料にも消費税がかかります。
「遠隔地割増手数料規程【課税】」を参照ください。
10. 構造軽微変更、省エネ軽微変更の手数料については、5,000 円(税込 5,500 円)とします。
11. 適合証明書再発行手数料は、5,000 円(税込 5,500 円)/戸とします。
12. 本規定に定めのない事項については別途協議し定めることができることとします。

新築・共同住宅

【同時申請の場合】

(税込 単位：円)

	設計	竣工
フラット 35 一般基準	6,600/戸 上限 330,000 (50 戸以上)	6,600/戸 上限 330,000 (50 戸以上)
フラット 35S 耐久・可変性	7,700/戸 上限 385,000 (50 戸以上)	7,700/戸 上限 385,000 (50 戸以上)

フラット 35S の耐震性の設計検査手数料は、確認申請時構造審査ありの場合、耐久・可変性と同じ手数料とします。なお、審査項目が 2 以上の場合、2 項目目以降については 1 項目につき 5,000 円(税込 5,500 円)を加算します。

5. 現場検査における同時申請とは、建築基準法による中間・完了検査、住宅瑕疵担保責任保険の検査、又は建設住宅性能評価の検査と同日に検査できるものとして申請する場合です。
・建築基準法による中間・完了検査後にフラット単独で現場検査する場合は、②**中間手数料 8,000 円(税込 8,800 円)**、③**竣工手数料に 10,000 円(税込 11,000 円)**を加算します。
6. フラット 35S の竣工(中間)検査申請で、当機関にて建設住宅性能評価を取得した物件でフラット 35S の基準に対応する等級を満たすものは、フラット 35 (一般基準) の手数料とします。
7. フラット 35S の竣工(中間)検査手数料は、審査項目が 2 以上の場合、2 項目目以降については 1 項目につき 5,000 円(税込 5,500 円)を加算します。
8. **建築基準法第 6 条第 1 項第 3 号建築物の設計検査については(表-1) の手数料に 20,000 円(税込 22,000 円)、を竣工検査については(表-1) の手数料に 10,000 円(税込 11,000 円)を加算とします。**
9. 建築基準法による中間検査、住宅瑕疵担保責任保険の検査、又は設計・建設住宅性能評価の検査を当機関で受検する場合、フラット 35、35S の中間検査は受検省略可能です。
10. 建築基準法の中間・完了検査等と同日に検査する場合で、当該検査場所が遠隔となる場合「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。
フラット 35 単独検査の場合は、遠隔地割増手数料にも消費税がかかります。
「遠隔地割増手数料規程【課税】」を参照ください。
11. 構造軽微変更、省エネ軽微変更の手数料については、5,000 円(税込 5,500 円)とします。
12. 適合証明書再発行手数料は、5,000 円(税込 5,500 円)/戸とします。
13. 本規定に定めのない事項については別途協議し定めることができることとします。

新築共同住宅

【確認申請等と同時申請の場合】(当機関で確認審査を受けるもの)

(一般基準手数料)【表-1】

(税込 単位：円)

住戸数	設計検査		竣工検査	
	基本料金	住戸料金	基本料金	住戸料金
2~20	66,000	2,200	115,500	
21~50	110,000	1,650	121,000	
51~100	165,000	1,650	121,000	

フラット 35S バリアフリー	7,700/戸 上限 385,000 (50 戸以上)	7,700/戸 上限 385,000 (50 戸以上)
フラット 35S 耐震性	一般基準に 16,500 加算 構造計算棟毎	7,700/戸 上限 385,000 (50 戸以上)
フラット 35S 省エネ	7,700/戸 上限 385,000 (50 戸以上)	7,700/戸 上限 385,000 (50 戸以上)
フラット 35S ZEH	7,700/戸 上限 385,000 (50 戸以上)	7,700/戸 上限 385,000 (50 戸以上)
設計評価取得	フラット 35 フラット 35S	66,000 132,000
建設評価取得	フラット 35 フラット 35S	— 66,000

特記事項

- 設計検査における同時申請とは、確認申請、住宅性能評価等と同時申請する場合があります。
 - 設計検査を確認済証等交付後に申請する場合は、①設計手数料に 15,000 円(税込 16,500 円)を加算します。
- 現場検査における同時申請とは、建築基準法による完了検査、又は建設住宅性能評価の検査と同日に検査できるものとして申請する場合があります。
 - 建築基準法による完了検査後にフラット単独で現場検査する場合は、②竣工手数料に 15,000 円(税込 16,500 円)を加算します。
- 当機関において住宅性能評価等を取得した物件で、フラット 35S の基準に対応する等級を満たす場合に、設計評価取得及び建設評価取得特別価格を適用します。
- 上記手数料は、フラット 35 登録マンションの場合です。
 - 登録マンション以外の場合は、別途適合通知手数料として 1,500 円(税込 1,650 円)/戸を申し受けます。
- 耐震性で免震を選択した場合は別途見積りとなります。
- 建築基準法の完了検査等と同日に検査する場合で、当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。フラット 35 単独検査の場合は、遠隔地割増手数料にも消費税がかかります。「遠隔地割増手数料規程【課税】」
- 適合証明書再発行手数料は、5,000 円(税込 5,500 円)/戸とします。
- 『ZEH-M』、Nearly ZEH-M をご利用の場合で当機関において BELS の審査を行った場合の設計審査手数料はフラット 35 (一般基準) の料金とします。
- 本規定に定めのない事項については別途協議し定めることができることとします。

101～	220,000	1,650	165,000
------	---------	-------	---------

(フラット 35S 利用加算料)【表-2】 (税込 単位：円)

	基本料金	住戸料金
省エネルギー	—	1,100
耐震性 (棟毎)	33,000	—
バリアフリー	11,000	1,100
耐久・可変性	11,000	1,100
ZEH	110,000	2,200

(特別価格)【表-3】 (税込 単位：円)

	設計検査	竣工検査
設計評価取得	66,000	一般基準の手数料
建設評価取得	—	66,000

特記事項

- 設計検査における同時申請とは、確認申請、住宅性能評価等と同時申請する場合があります。
 - フラット 35S (金利 A・B) の審査手数料は【表-1】に【表-2】を加算する。
 - 設計検査を確認済証等交付後に申請する場合は、①設計手数料に 15,000 円(税込 16,500 円)を加算します。
- 現場検査における同時申請とは、建築基準法による完了検査、又は建設住宅性能評価の検査と同日に検査できるものとして申請する場合があります。
 - 建築基準法による完了検査後にフラット単独で現場検査する場合は、②竣工手数料に 15,000 円(税込 16,500 円)を加算します。
- 当機関において住宅性能評価等を取得した物件で、フラット 35S の基準に対応する等級を満たす場合に、設計評価取得及び建設評価取得特別価格を適用します。
- 上記手数料は、フラット 35 登録マンションの場合です。
 - 登録マンション以外の場合は、別途適合通知手数料として 1,500 円(税込 1,650 円)/戸を申し受けます。
- 耐震性で免震を選択した場合は別途見積りとなります。
- 建築基準法の完了検査等と同日に検査する場合で、当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。フラット 35 単独検査の場合は、遠隔地割増手数料にも消費税がかかります。「遠隔地割増手数料規程【課税】」
- 適合証明書再発行手数料は、5,000 円(税込 5,500 円)/戸とします。

8. 『ZEH-M』、Nearly ZEH-M をご利用の場合で当機関において BELS の審査を行った場合の設計審査手数料はフラット 35（一般基準）の料金とします。
9. 本規定に定めのない事項については別途協議し定めることができることとします。

新築戸建て

【単独申請の場合】（他機関で確認審査を受けるもの）

【表-1】 (税込 単位：円)

	設計	中間	竣工
フラット 35（一般基準）	33,000	22,000	27,500
フラット 35S (金利 A・B)	耐久・可変性	36,000	33,000
	バリアフリー	36,000	33,000
	耐震性（免震は別途見積）	44,000	33,000
	省エネ	36,000	33,000
フラット 35S (ZEH)	36,000	25,300	33,000

（確認申請が他機関の場合）【表-2】 (税込 単位：円)

竣工済特例 (耐震性は不可)	フラット 35（一般基準）	82,500
	フラット 35S 耐久・可変性、バリアフリー	93,500
	フラット 35S 省エネ性	
	フラット 35S (ZEH)	

新築共同住宅

【単独申請の場合】（他機関で確認審査を受けるもの）

(税込 単位：円)

	設計	竣工
フラット 35 一般基準	9,900/戸 上限 495,000 (50 戸以上)	11,000/戸 上限 550,000 (50 戸以上)
フラット 35S 耐久・可変性	11,000/戸 上限 550,000 (50 戸以上)	121,000/戸 上限 605,000 (50 戸以上)

新築戸建て

【単独申請の場合】（他機関で確認審査を受けるもの）

【表-1】 (税込 単位：円)

	設計	中間	竣工
フラット 35（一般基準）	33,000	22,000	27,500
フラット 35S (金利 A・B)	耐久・可変性	36,000	33,000
	バリアフリー	36,000	33,000
	耐震性（免震は別途見積）	44,000	33,000
	省エネ	36,000	33,000
フラット 35S (ZEH)	36,000	25,300	33,000

（確認申請が他機関の場合）【表-2】 (税込 単位：円)

竣工済特例 (耐震性は不可)	フラット 35（一般基準）	82,500
	フラット 35S 耐久・可変性、バリアフリー	93,500
	フラット 35S 省エネ性	
	フラット 35S (ZEH)	

新築共同住宅

【単独申請の場合】（他機関で確認審査を受けるもの）

（一般基準手数料）【表-1】 (税込 単位：円)

住戸数	設計検査		竣工検査	
	基本料金	住戸料金	基本料金	住戸料金
2～20	99,000	3,300	115,500	
21～50	181,500	2,750	181,500	181,500
51～100	181,500	2,750	181,500	181,500

フラット 35S バリアフリー	11,000/戸 上限 550,000 (50 戸以上)	121,000/戸 上限 605,000 (50 戸以上)
フラット 35S 耐震性	一般基準に 27,500 加算 構造計算棟毎	121,000/戸 上限 605,000 (50 戸以上)
フラット 35S 省エネ	11,000/戸 上限 550,000 (50 戸以上)	121,000/戸 上限 605,000 (50 戸以上)
フラット 35S ZEH	11,000/戸 上限 550,000 (50 戸以上)	121,000/戸 上限 605,000 (50 戸以上)

101～	330,000	2,750	247,500
------	---------	-------	---------

(フラット 35S 利用加算料)【表-2】 (税込 単位：円)

	基本料金	住戸料金
省エネルギー	—	1,650
耐震性 (棟毎)	49,500	—
バリアフリー	16,500	1,650
耐久・可変性	16,500	1,650
ZEH	165,000	3,300

(特別価格)【表-3】 (税込 単位：円)

	設計検査	竣工検査
設計評価取得	99,000	一般基準の手数料
建設評価取得	—	99,000

特記事項

1. 新築・戸建の、フラット 35 S の設計検査手数料は、審査項目が 2 以上の場合、高い方の手数料に 5,000 円(税込 5,500 円)を加算した金額とします。
2. 耐震性で免震を選択した場合は別途見積りとします。
3. 建築基準法の間・完了検査等と同日に検査する場合で、当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。フラット 35 単独検査の場合は、遠隔地割増手数料にも消費税がかかります。「遠隔地割増手数料規程【課税】」
4. 新築・戸建の場合、フラットの申請時期が建築基準法による中間検査後（建方検査後、構造や断熱材の状況が確認できない）の場合は、全て竣工済特例となります。
5. 新築・共同住宅の手数料は、フラット 35 登録マンションの場合です。
・登録マンション以外の場合は、別途適合通知手数料として 1,500 円(税込 1,650 円)/戸を申し受けます。
6. 適合証明書再発行手数料は、5,000 円(税込 5,500 円)/戸とします。
7. 本規定に定めのない事項については別途協議し定めることができることとします。

特記事項

1. 建築基準法第 6 条第 1 項第 3 号建築物の設計検査については（表-1）の手数料に 20,000 円（税込 22,000 円）、を竣工検査については（表-1）の手数料に 10,000 円(税込 11,000 円)を加算とします。
2. 新築・戸建の、フラット 35 S の設計検査手数料は、審査項目が 2 以上の場合、高い方の手数料に 5,000 円(税込 5,500 円)を加算した金額とします。
3. 耐震性で免震を選択した場合は別途見積りとします。
4. 建築基準法の間・完了検査等と同日に検査する場合で、当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。フラット 35 単独検査の場合は、遠隔地割増手数料にも消費税がかかります。「遠隔地割増手数料規程【課税】」
5. 新築・戸建の場合、フラットの申請時期が建築基準法による中間検査後（建方検査後、構造や断熱材の状況が確認できない）の場合は、全て竣工済特例となります。
6. 新築・共同住宅の手数料は、フラット 35 登録マンションの場合です。
・登録マンション以外の場合は、別途適合通知手数料として 1,500 円(税込 1,650 円)/戸を申し受けます。
7. 適合証明書再発行手数料は、5,000 円(税込 5,500 円)/戸とします。
本規定に定めのない事項については別途協議し定めることができることとします。